慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	現代財政学に関する若干の疑問 : 一つの覚書
Sub Title	Some questions in the theories of public finance
Author	高木, 壽一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.10 (1956. 10) ,p.689(1)- 702(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19561001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

J・A・C・ブラウン著『産業の社會心理』……中鉢正美（六〇）
——工場における人間關係——
M・サコフ『社會主義の經濟的カテゴリーとしての原價』……加藤寛（六三）
經濟史發展の現段階……渡邊國廣（六六）
物價史の研究について……渡邊國廣（六八）

現代財政學に關する若干の疑問

——一つの覺書——

高木壽一

はしがき

財政學の研究を進めて行くに當つて、たとえ一般に承認されていることであつても、私には承服し得ないいくつかの疑問がある。それは初歩的な問題であつてまた基本的な問題であることもある。ここに、かねて私が持つているいくつかの疑問を提示する。それらがすべて、とるに足らない疑問であるか。或は考慮を拂うに足る疑問であるか。讀者の創造的批判を得たいと思つて、卒直に私の疑問を披瀝する。本論の一部は他の機會に發表したものもあるが、本誌の讀者殊に經濟學部の學生諸君のうちには讀んでいない人々も多いと思うので若干書き改めてここに發表する。

一、貨幣のない社會には財政現象は存在し得ないか

財政または財政活動ということは、古くから、何等かの形態の國家公共體の貨幣（または資金）の調達と運用に關することであると理解されている。財政活動を行うのは國家公共體の政府である。財政活動の主體＝財政主體は政府であるが、その財政活動は政府の money-raising と money-spending の活動であると理解されていることが多い。財政または財政活動は、過去および現在に於ける經驗的事實として、貨幣（または資金）の調達および運用（使用）の形態をとつている。財政活動は一般に經驗的事實として貨幣と結びついている。しかし、貨幣のない社會には財政現象は存在し得ないか。貨幣のない社會に於ては財政活動は行われ得ないか。

先頃、宇佐美誠次郎・谷山治雄兩氏の共編・共譯の「現代財政論」が刊行されたが、その書には十三編の興味深いまた示唆に富む論文が收錄されている。殊に私が興味を感じたのは、デイヤチェンコの「ソヴェト財政の本質と機能」と、アラハベルジャンの「國民所得分配に於けるソヴェト財政制度の役割」である。

デイヤチェンコの論文の一節に「財政に關する科學は、貨幣資金そのものを研究するのではなく、貨幣資金の形成・分配・利用を媒介する社會的關係を研究するのである。資金の大きさや構成ではなく、貨幣資金の形成・分配・利用を媒介する經濟的關係が、いろいろ

ろな社會經濟形態のもとでの財政の內容・機能・使用の特質を規定するのである。

財政は國家の本質と機能とに歷史的に不可分に結びついている貨幣體系となつて現われる。……」（宇佐美・谷山共編、現代財政論。二〇四―五頁）。またアラバベルジャンの論文の一節に「貨幣・信用・財政はそれぞれソヴェト權力がブルジョア經濟學の武器庫からとり出して、社會主義的國民經濟の發展の要求に適應させた經濟的道具の一つである。ソヴェト財政は特別な種類の財政である。わが國では資本主義財政の形態・外皮だけがのこり、その本質は根本的に變化している。社會主義のもとでの財政の客觀的必然性は、特別の種類の商品生產が存在し、制限された範圍で價值法則が作用していることに關連し、社會的生產物の生產・分配過程における價值と價值形態利用の必要と結びついている。財政資金およびそれに照應する諸關係の形成と利用は、貨幣經濟が存在し、國民所得の生產・分配・利用が、貨幣（價值）表現をとるところで行われる。

財政は、社會的生產の價值的（貨幣形態における）側面を反映する。價值・價值形態のないところには、したがつて貨幣のないところには財政關係もまたありえない……」という（同書、二二七―八頁）。

この二の論文の右の章句を讀んで、かねて私が持つている疑問が強く騙り立てられた。財政學は財政または財政現象を研究する社會科學であるという場合に、その財政現象は社會現象であり、社會關係の一の發現形態―現象形態であるから、財政學は社會の財政關係を―財政現象に發現している社會の財政關係を研究しているのであるというのは正しいと私は思つている。しかし社會の財政關係（その現われとしての財政現象）は「貨幣體系」または貨幣關係だけであろうか。「貨幣のないところには財政的關係はあり得ない」であろうか。私はこれを疑問とする。貨幣のない社會にも財政關係、その發現形態として財政現象が存在し得ると思うのである。

過去の經驗的事實として、ソ連に於て、貨幣のない―貨幣關係を持たない財政現象―財政活動が現實に存在したことがあるのではないか。戰時共產主義の段階―殊にその最終段階に於て、實買による交換（商品流通）が禁止され、貨幣の價值は事實上無價值になるまで下落して貨幣はその機能を全く喪失した。貨幣を持つことによつて人が人を支配する關係は消滅した。財貨および用役は國家（公共）權力によつて無償で人民から徵發され、また無償で人民に提供された。その場合にソ連の共產主義社會には貨幣なくして（貨幣が全くその機能を失つて）―貨幣關係なくして、國家による財貨と用役の調達（無償徵發）とその處分（財貨と用役の無償提供）という活動が行われたのであつて、それは財政活動であり財政現象である。從つて、ソ連の戰時共產主義の段階を例とすれば、過去の經驗的事實に於ても、貨幣のないところには財政的關係はあり得ないという解釋は誤りであると私は思う。

ソ連の現在の段階は社會主義の段階で、共產主義社會への移行の準備の段階であるという。若し將來、共產主義社會に移行すれば、「國家は死滅して行くが社會は殘る。全國民的所有の繼承者は社會そのもの、卽ちその中央指導機關である」という（スターリン、一九五二年九月二十八日附論文）。その中央指導機關が、その共產主義社會を指導して行くためには少くとも中央指導機關を構成する人々の勞務と、何等かの財貨と用役を必要としよう。社會の財貨と勞働力の配置のバランスを指導統制するためにも、中央指導機關がその任務を遂行するために、財貨と用役に對する需要＝財政需要を生ずる。その需要を充足するために財貨と用役の調達と處分の活動＝財政活動が行われよう。ソ連の現在の社會主義の段階の經濟法則は國民經濟が計畫性をもつて（釣り合いを保つて）發展することだという。國民經濟の正しい釣り合いを定める最も重要な方法の一はバランス體系をつくることであるが、そのバランスは、物材（現物）バランスと、貨幣形態で現わしたバランスと、勞働力バランスとにわかれるという（ソ連、經濟學敎科書、邦譯第三分册、七一三頁、七二五頁）。假りに、共產主義社會になつた場合にも、この物材バランス、貨幣バランス、勞働力バランスを必ずすべて必要とするか。貨幣バランスという條件なしで、中央指導機關は共產主義社會の經濟を物材バランスと勞働力バランスを保持することによつて指導統制することが出來るのではないか。

たとえ共產主義社會になつても、中央指導機關の財政需要は存在し、財政活動は貨幣なくして―貨幣關係なくして行われ得るのではないか。貨幣のない―貨幣關係のない社會でも財政現象―財政的關係はあり得るであろう。

二、新しい財政學の性格と、ブラウンリーの「財政の經濟學」に於ける公共經濟の意味及び經費論に關する疑問

一九五〇年代前期の英・米の新しい財政學の代表的形態であつて、よくその特徵を表現するものとして、英國では U. K. Hicks, Public Finance (Revised Edition, 1951, 2nd Edition, 1955) と、米國では Brownlee and Allen, Economics of Public Finance (Second Edition, 1954) を擧げることが出來よう。既にヒックスの「財政學」（一九五一年版）は巽・肥後共譯が刊行されていたが、また先頃はブラウンリーの「財政の經濟學」（一九五四年、改訂版）の譯書が刊行された。財政學の研究に志す人々にとつて大きな便益を與えることである。譯者永田博士ならびにその協力者の勞に對して私は感謝の念を懷いている。

現代財政學にはケインズ理論が滲透してその內容を豐かにしているが、嘗てゲルロフ（Gerloff）は「新しいケインズ理論が財政學に對して持つ重要性を高く評價しても決して過大評價にはならない……しかし新しい經濟理論を基礎とする一般的な說明は未だ缺けている。新しい理論は部分的問題に適用されるに止まつている」という（Handbuch der Finanzwissenschaft, 1 Lieferung, 1950, S. 6―7）。またマン（Karl Mann）は「英米に於ける財政學的思考の最近の基本形態は fiscal theory である。……これは fiscal policy を合理化（ラショナリーズ）したものに他ならない。その任務は fiscal policy によつて展開された法則を理論づけて、一の理論體系に纏め上げることである」という。そしてマンは新しい經濟理論を採り入れて纏つている財政學書として、Allen and Brownlee, Economics of Public Finance (1947) と、更に綜合性の高いものは Somers, Public Finance and National Income (1949) であるという（H. d. F. 7 Lieferung, 1952, S. 484―7）。サマアスも fiscal policy の各

個の手段の大部分―支出・課稅・借入・債務償還―については詳しく檢討されているが、fiscal policy の理論全體としては統合（インテグレーション）を缺いていることを認める（前揭書 p. 485―6）。ブラウンリー・アレンの「財政の經濟學」は一九五四年の第二版で全面的な改訂が加えられている。（またサマアスの「財政と國民所得」はいま既に絶版となつているようだが、恐らくは著者が改訂を加えつつあるのではないかと私は期待している。）

「財政の經濟學」の序文で、本書の目的は各種の fiscal institutions の諸效果を、それらが厚生經濟學の基本的判斷基準に及ぼす效果に從つて catalog することであるという。その判斷基準とは、(1)綜合的經濟活動の水準と安定性、(2)生産物の構造―生産される財貨・用役の組成、(3)種々の所得受領者の間の所得の分配である。この目的を追及する立場から、また fiscal theory を展開するものとして、本書は厚生經濟學的な財政政策理論の體系を示すものである。

ヒックスも「財政學」第七章で「財政學は確に經濟學の領域に入る。このことは財政學の研究には（從つてその目的をよく達成するためには）經濟組織の運行に關する知識を豫め必要とすることを意味している。さらに財政學は應用經濟學の分野に屬すべきものであつて、純粹經濟學の分野に屬すべきではないことは明らかである。財政學は一の技術（アート）であつて實際問題の研究を對象としている……」という（一九五一年版譯一〇三―四頁、2nd Edition, 1955, p. 101―2）。

現代の英米の新しい財政學の代表的形態を示しているこの兩書は、厚生經濟學的な財政政策理論または應用經濟學である（ヒックスに於ては技術であると明言する）ことに、その基本的性格を表明している。それはいずれも Kunst または Kunstlehre であつて、社會科學として財政學の體系を示すものではない。財政學が社會科學であるためには、いかなるものでなければならないかなどという問題は、これらの財政學書の目的とする課題ではないから（この兩書の關することではないから）、そのことを批判するのは當らないという讀者もあろう。私の云おうとするのは、この兩書が財政政策理論または應用經濟學（または財政技術論）として優れたものであることは認めるとしても、社會科學としての財政學の體系を備えようとしていないと云うことである。

ブラウンリーの「財政の經濟學」に於ては特に米國的な偏色が強い（ヒックスの「財政學」に於ても、それほど强くはないが英國的な偏色がある）。米國以外の財政事實を研究の對象に殆ど加えていない。例えば第一章で「政府の間斷のない擴大は、三〇年代を通じて始まつた政府の財政活動の諸變化と相俟つて、財政の研究に重大な變化をもたらした。一九三〇年頃から、即ち第一次大戰と第二次大戰の間の大不況が始まつた頃から、政府財政の諸部面は、國庫にいかなる衝撃を與えるかということとともに、經濟全體に與える諸效果に關してますます多く研究されるようになつている」という章句がある（p. 4. 譯書三頁）。「財政の經濟學」は資本主義財政を取扱つているのである。ヨーロッパ資本主義諸國では既に一九二〇年代から、財政の國民經濟的負擔の擴大―財政の經濟拘束性の增大（さらに慢性的不況による景氣感受性の增大）という現實の事實を反映する社會意識として、財政諸活動の經濟的諸效果の研究が刺戟されていた。ヨーロッパ資本主義は一九二〇年代に擴大發展の段階を終つて停滯の段階に入つたが、アメリカ資本主義は一九三〇年の恐慌から停滯の段階に入つた。そこで米國では一九三〇年頃から財政の國民經濟的重要性の意識が急激に增大して、財政諸活動の經濟的效果について多く研究されるようになつたのである。故にブラウンリーが「一九三〇年頃から……」というのは、特に「米國では一九三〇年頃から……」と限定して云わねばならない。或は讀者は私が片言隻句を捉えて問題としていると思うかも知れないが、「財政の經濟學」に於ては「米國では」という條件の拘束を必要とする場合が極めて多いので、特にこのことを指摘するのである。

ブラウンリーは「以前の財政學の諸研究では政府支出・收入・借入を個別的に取扱うのが典型的であつたが、いまはそのような個別的な取扱い方に重きを置かなくなつている。財政學は急速に公共經濟の研究となつている」という（p. 5. 譯書四頁）。そこで fiscal theory という形態の新しい財政學に於ては個別的研究が多く、統合に缺けていたのを、「公共經濟」の研究として統合的に把握しようとしているのである。

しからば、ブラウンリーの云う「公共經濟」とはいかなる意味のものか。政府の活動には種々の規制的活動があるが、われわれが主として關心を持つのは規制的活動の效果ではなくて、政府の貨幣（資金）調達と貨幣支出の諸活動（money-raising and money-spending activities）の諸效果である。われわれが「公共經濟」と呼ぶのは、この領域―一の經濟單位としての政府の領域である。

現代財政學に關する若干の疑問

われわれの分析の大部分はこの公共經濟に關することになる―即ち政府の貨幣支出と貨幣調達の活動が、經濟內に於ける資源の配置（配賦）・所得の分配・經濟活動の水準に對する諸效果を研究することになるという。そして經濟單位としての政府は、私經濟的單位（企業單位・消費單位）と多くの點に於て類似するが、その運營操作に於て私經濟的單位と相違する最も重要な點として、(1)政府が達成しようとする目的が異ること、(2)公共經濟と個人との間で用役と醵出（コントリビューション）（貢納）が交換される條件は私經濟の財貨・用役の交換に於ける條件が異つている――公共經濟の多くの部分への參加は强制的であるが、私經濟のいかなる分野への參加も任意自發的であること、(3)政府は私的計畫としては行い難い仕事を行うこと、(4)連邦政府は必要とあれば他の經濟單位から調達した收入によらないで、政府が貨幣を發行して支拂をなし得ることなどであるという（p. 9―10. 譯書八―九頁）。

ここで見るように「公共經濟」ということは、經濟單位としての政府を意味している。そして私經濟的單位との相違點について、殊に(2)ではこの公共經濟と個人との間の用役と醵出金（貢納）との交換條件が異るという。從つて「公共經濟」を交換經濟內に於ける一の經濟單位としての政府としてのみ把握しようとしているのである。しかし、また「政府が提供する用役の大部分の價格を決定する市場は、一般に云われる市場の意味では存在しない」という（p. 11. 譯書一〇頁）。近世の交換經濟は市場經濟である。從つてブラウンリーは、政府を市場經濟內に於ける經濟單位として、また政府と私經濟的單位との結合關係を交換經濟―市場經濟關係に於て見ている

ことになる。しかし政府と私經濟的單位との結合關係（參加）に、任意自發的な關係と、强制的な關係があることは認めている。さらに、經濟全體とか、公私綜合經濟（the combined public-private economy）ということも云つている。私はブラウンリーの「財政の經濟學」に於ける一の基本觀念である「公共經濟」の規定に於て重大な混迷が在ると思う。財政活動の主體である政府は、私經濟的單位（企業單位・消費單位＝私的家計）との結合關係―結合過程に於て、任意自發的な市場（交換）經濟的結合關係と、强制的性質を持つ公共經濟的結合關係とが在ることを（その事實認識がブラウンリーの前記の記述のうちに潛在しているにも拘わらず）明確に顯示していないのである。從つてまた近世社會經濟が公私綜合經濟であるという認識から、私經濟的單位との結合關係に於ける政府の地位が（また私經濟的單位の地位も）、任意自發的な結合關係によつて形成される市場（交換）經濟の領域に於ける經濟單位としての地位と、强制的な結合關係によつて形成される公共經濟の領域に於ける經濟單位としての地位を持つ（政府は私經濟的單位に對して强制的支配力を持つことに於て公共經濟の主體の地位を持ち、私經濟的單位は之に從屬する公共經濟の構成要素である）。卽ち、社會に何等かの形態の國家公共體が發生してその政府が經濟財の調達と處分という財政活動が始つてから以後の社會經濟はブラウンリーの言でいえば公私綜合經濟である。ピグーに於ても「財政學研究」第一版（一九二八年）に於ては「政府と相對立するものとしての社會全體」という章句があるが（p. 20）、その第三版（一九四七年）に於ては、「政府を含む社會全體」といつている（p. 22）。公私綜合經濟（the combined public-private economy）と云うならば、交換經濟內に於ける經濟單位としての政府の存在を認めるということのみに止まるべきではなく、更に前進して社會經濟全體が交換經濟的領域と公共經濟的領域によつて構成されていることを認識すべきである。財政主體である政府は交換經濟と公共經濟の構成要素であるという二の地位を持ち、交換經濟的過程と公共經濟的過程とに於て財政活動を行う。この事實の認識を缺いたのでは「財政の經濟學」が目的とする財政の經濟的效果の探求も、政府が社會經濟に於けるいかなる地位に於て、またいかなる經濟的過程に於て財政活動を行つて私經濟的諸單位に働きかけるか、その働きかけ方を正しく把握することが出來ないではないか。折角、從來のような個別的研究の段階―統合を缺いていた段階から、財政諸活動の經濟的諸效果の總括的把握の段階に進もうとしているにも拘わらず、その總括的把握の據點とする「公共經濟」の意味の把握が不完全であると思う。それ故に、卒直に云えば、この新しい財政學は出發點に於て基本的缺陷を持つていると思う。〔この批判はヒックスの「財政學」についても云える。ヒックスも Public Sector of the economy; Private Sector of the economy というが（一九五一年版、譯書八頁、一九五五年版、p. 8）、この Public Sector の構成については British Public Finances (1954) p. 9. に明示している。〕

「財政の經濟學」の支出論―經費論に關して私は疑問を持つている。「政府は種々な用役を提供する。……政府支出の大部分は政府用役の提供のための支出であつたし、また今後も恐らくそれが續くであろう」という（p. 5, p. 187. 譯書五頁、一八二頁）。ブラウンリーは、政府支出を（1）資源使用の支出 resource-using expenditure と（2）移轉支出に分類し、一九四〇年および五〇年の政府支出の約四分の三は資源使用の支出であつたという。この資源使用の支出は、財貨・用役に對する支出 expenditure for goods and services であつて、この資源使用の支出によつて、政府の用役作出の活動 service producing activity が實現される。財貨と用役に對する支出が政府用役を作出して國民に提供する。從つて、資源使用の支出が、國家（公共）用役の提供という形態で國家給付（benefit）を提供する。移轉支出は直接的な貨幣支拂という形態の國家給付＝貨幣給付を提供する。ブラウンリーは「政府殊に連邦政府は用役作出の活動に加えて、經濟內の比較的大きなグループに對する直接の貨幣支出という財政活動に關係していることが多くなつている。この支拂は財貨・用役と交換して行われるのではなく、屢々 transfer payment と呼ばれている。その例は公債利子・老兵恩給年金・社會保障制度による給付金・直接救濟金の支拂などである」（p. 6. 譯書六頁）。しかし「正確に何が移轉支拂を構成するかについては完全な見解の一致がない」というが（p. 29. 譯書四三頁）、ブラウンリーは內國債の元本償還を移轉支出と認めていないのである。內國債利子の支拂は移轉支出であつて、內國債の元本償還は移轉支出ではないというのであろうか。若し、そう解釋するならば、それは誤りであろう（外債利子のことを云つて居ないのは米國の事實だけに限定していることを現わしている）。前記のように「われわれが主として關心を持つのは、貨幣調達（マネー・スペンディング）と貨幣支出の活動の效果である」というが、それならば內國債元本の償還の支出も貨幣支出の活動の一形態であり、移轉支出の一形態として、その效果分析が行わるべきではないか。或はここに云う財政活動の效果とは、所得效果のことであつて、公債の元本償還の效果は資產效果であるから、ブラウンリーは之に觸れないのであるというかも知れない。それならば「財政の經濟學」は財政活動の資產效果については全く言及していないか。または財政活動の資產效果は所得效果に全く關連を持たないというのであろうか。そのいずれも誤りである。

財政活動が「所得分配」に與える效果は、この書で取扱われている重要な課題の一であるが、政府支出に對する指針として示そうとした原則の一として「所得の分配を變更する支出は移轉支出でなければならない」と云い（p. 168. 譯書一六四頁）、また「主として所得の不平等を個人所得の分配によつて示しているが、資源の所有の分配―『富』の分配も考慮しなければならない。資源所有の型に影響する諸政策は、個人所得の分配にも影響を與える。資源所有の型が平等になれば、自動的に個人所得の分配を一層平等ならしめる……」と云つている（p. 170―6. 譯書一六七―七二頁）。そして「主として高所得階層に流れる政府支出の一の主要項目は公債利子である」という（p. 179. 譯書一七四頁）。公債利子の支拂は公債所有者に流れ込むのであるから、公債の元本償還も公債所有者である高所得者層に流れ込む移轉支出であつて、資產所有形態を變え、また資產の價格を變えることを通じて、その資產效果を通じて所得效果を持つことになろう。

何故に、ブラウンリーは、內國債の利子の支拂を移轉支出と認めながら、內國債の元本償還の支出を移轉支出と認めないのかを私は

疑問とする。

さらに私が疑問に思うのは、ブラウンリーは、財政活動によつて―財政支出によつて作出され國民に提供される國家(公共)給付（譯書では便益）は、移轉支出によつて提供される貨幣給付と、資源使用の支出（財貨・用役を對象とする支出＝物件費・人件費）によつて作出される用役給付だけを認めて、資源使用の支出によつて作出される國家（公共）給付に財貨給付があることを認めていないのである。

財政支出によつて作出され提供される國家（公共）給付の形態の認識にも歷史性がある。ワグナアは一八七〇年代に、財政は有形財（殊に貨幣）を調達し、之を以て國家がその任務を遂行するために主として無形財（公共施設―公共用役）を作出する―有形財を無形財に轉換するといつている。財政支出によつて作出され提供されるものは現實の事實に於て主として用役給付であつた。しかるに、一九二〇年代に於ては主要諸國の國家經費の五〇%乃至は六〇%が移轉支出であり、對內的貨幣給付の提供であつた。この現實の事實を反映して、ドイツのコルム（Colm）の如く國家經費、を人件費と物件費によつて行政給付を作出するもの、貨幣給付を作出するものとする理論が現われ、また英國ではピグーの移轉的經費（コルムの對內的貨幣給付に該當する）と、實質的經費（人件費・物件費・對外的貨幣給付を含む）に區別する理論が現われている。一九三〇年代から殊に四〇年代に於ては社會保障費の擴大につれて、金錢的給付（貨幣給付）の提供、公共施設の提供または療養給付などの用役給付の提供のほかに、例えば無償（または低價）の藥物・義齒・給食・教材支給などの財貨給付が提供されている。そして、貨幣給付と財貨給付の提供によつて國民が享受する利益は可分的（divisible benefit）であり、また教育施設その他の用役給付についてもその利益の可分的なものがある。米國を含めて現代主要國家の經費が作出しその國民に提供する公共給付は貨幣給付・用役給付・財貨給付であるのに、何故かブラウンリーの「財政の經濟學」は財貨給付の形態の公共給付が存在する現實の事實を無視している。

ここにヒックスの解釋について觸れて置きたい。ヒックスは divisible benefit を作出し提供する經費 divisible expenditure は、貨幣授與（マネーグラント）の形態の所得移轉 income transfer のほかに、次の二の形態をとるという。(i)財貨および用役の提供―例えば公共教育・國民保健事業または地方公共團體が提供する住宅など、(ii)或る種の財貨および用役を費用より低價で消費する權利―例えば補助金が與えられている食糧などである。この後者を支出移轉 outlay transfers（アウトレイ・トランスファ）と見ることが出來ようという（一九五五年版、p. 263. 五一年版譯書では二六九頁參照。五一年版と五五年版とに於て叙述に若干の相違がある）。この可分的經費に支出移轉という形態があるという解釋に私は疑義を持つている。例えば政府が外國食糧を買付けて、國民に無償または低價で提供する。その場合に政府が食糧＝財貨を買う物件費支出によつて調達して國民に低價または無償で提供することは、財貨給付の形態の國家給付である。その財貨給付の提供がなければ、國民は食糧購入に高い價格を支拂わねばならない。その財貨給付があるために食糧購入の支出を省く結果になるから、食糧費の私的支出に代わるもの又は補うものとして「支出移轉」の形態の可分的經費であると解釋するならば、その論理には一段階の飛躍があると思う。その國民の私的支出を省くことになるのは、その低價または無償の財貨給付（または用役給付）が提供されることの結果である。財政支出が作出し提供するのは財貨給付または用役給付であつて、「支出移轉」そのものではない。故に、私は財政支出によつて作出される國家（公共）給付の形態は、貨幣給付・用役給付・財貨給付であると云うのが正しいと思う。

三、社會主義「經濟學教科書」に於ける國家消費と租稅後轉の否定

ソ同盟科學院經濟學研究所著「經濟學教科書」は、近年の重要な經濟學書の一であるが、それに含まれる財政學に關する問題について私は疑問を持つている。この經濟學教科書は改訂版が刊行されたが、私の疑問とする諸點については改訂が加えられていない。その改訂はソ連內に於ける批判に基くものであると聞いている。もしそうだとすると、ソ連の學者たちは、私が疑問とする―誤謬であると考えている所を修正する必要を―その誤謬を認めていないのである。

「經濟學教科書」は「社會で生產される生產物は生產的消費か個人的消費かに役だつ。生產的消費というのは、財貨を作り出すために生產手段を使うことである。個人的消費というのは食物、衣類、住居などに對する人間の欲望をみたすことである」という（第一版（改訂版）六頁（八頁））。社會生產物の生產的消費と個人的消費を云うが、國家（公共）消費ということを認めていないのである。

社會の政治的上部構造である國家はいつできあがつたか。社會が階級に分裂したために國家が必要となり、奴隷制度の發生とともに國家が發生したという（第一版（改訂版）四三頁、四四頁、六二頁）。奴隷制社會から以後の社會の發展に於て、國家は社會の土臺（社會の經濟構造）に働きかけて、その發展を速めたり遲らせたりしている。國家（社會の政治的上部構造）が社會の經濟構造に働きかけるについて―その發展を速めたり遲らせたりする效果の實現について、社會生產物の國家消費＝國家の非生產的消費が重大な要因ではなかつたか。

第十五章では「資本主義國家の支出の壓倒的部分は非生產的なものである」といつている（第一版（改訂版）三四〇頁、三三三頁）。「資本主義のもとでは、國民所得のうちで生產の擴大に充てられる部分は、社會にとつて可能であり必要であるものに比べて非常に少い」……「資本主義のもとで蓄積の規模が相對的に少いのは、國民所得のかなりの部分が資本家の寄生的消費や非生產的支出に充てられるためである……資本主義のもとでは國民所得のうち軍事費・軍備擴張・國家機關の維持に充てられる部分がますます大きくなる」という（第一版（改訂版）三三一八頁、三三一二頁）。生產の擴大に充てられる部分を少くし、蓄積の規模を少くしている重大な原因は、國家支出の大部分が非生產的支出であり、社會生產物の非生產的消費であるからではないのか。序論のように、生產的消費と個人的消費だけを云つて、國家的消費を云わないのでは、右の事實を說明し得ないではないか。

また、國家支出が國家の內的機能または外的機能をはたすために社會生產物を消費するのか（國家消費）、または貨幣所得の再分配だけを行うのか（移轉支出）についての分析もない。移轉支出はその受領者に於て處分されて、個人的消費または生產的消費となつて、

初めて社會生産物を消費するのであつて、國家の移轉支出は社會生産物の國家消費ではない。

要するに、社會生産物の國家（公共）消費があることを云わないのでは、國家支出が社會の經濟構造に働きかけて、その發展を速めたり遅らせたりする働きかけ方の分析が不完全となるのである。

租税の問題に進むと不完全さが一層強く現われて、重大な誤謬をすら示している。それは租税の後轉を否定していることである。

資本主義のもとでは、租税は勤勞者の所得の一部を豫算を通してブルジョアジーに有利に再分配することによつて、勤勞者を追加的に搾取する形態となつているという。そして租税は個々人の所得にかけられる時には直接税と呼ばれ、賣られる商品（おもに日常消費物資）やサービス（例、映畫演劇の入場券、都市交通機關の乘車券など）にかけられる時には間接税と呼ばれるという。この直接税と間接税の區別も極めて不完全であるが、更に重大なことは「間接税は商品の價格やサービスの料金を引き上げる。實際には間接税を拂うのは買い手である」といつていることである（第一版三四一頁、改訂版三三五頁）。

これは租税轉嫁の問題であるが、この「經濟學教科書」は租税轉嫁の前轉（賣り手から買い手への負擔の轉嫁）だけを認めて、後轉（買い手から賣り手への轉嫁）の事實を否定しているのである。これは重大な誤謬ではないか。

例えば、商品の買い手が獨占的大企業者で、賣り手が取引能力の弱い中小企業者であれば、商品またはサービスにかけられる租税は中小企業者に後轉して行くのではないか。また商品としての勞働力の賣り手である勞働者にかけられる租税は、その勞働力の價格（賃

銀）を引き上げて勞働力の買い手に轉嫁（前轉）するのか。例えば社會保障税（失業保險その他の社會保險の掛金）の雇主（勞働力の買い手）の負擔部分が、失業者群が存在するという壓力もあつて、勞働力の賣り手である勞働者の負擔に轉嫁（後轉）して行くことはないのか。また後進農業國または植民地から先進工業國に輸入される商品に關税が課せられると、その商品の價格の値下りを通して、その輸入關税の負擔が後進農業國または植民地の人々（賣り手）に後轉することはないのか。

租税轉嫁の前轉だけを認めて、後轉という事實を認めないのでは、この「經濟學教科書」が承認しているスターリンの命題‖「最大限利潤」を追求するために、獨占的大企業者が勞働者・小生産者・植民地を搾取する過程に於て、租税が追加的な搾取の形態となることを否定することにもなる。勞働者は間接税によつて價格の騰貴した商品（おもに日常消費物資）の買い手となるより前に、既に商品としての勞働力の賣り手として、雇主（勞働力の買い手）から租税負擔の後轉の壓力を受けているということこそ、社會主義經濟學の立場ではないか。しかるにこの經濟學教科書は、租税の前轉だけを認めて後轉の事實を否定しているのは甚だ不可解なことであり、誤謬であると私は思つている。

四、公債による資金調達の便宜と隱蔽について

課税と公債とは競合する主要な財政手段である。課税の目的については、アドルフ・ワグナアは、純財政的目的と社會政策的目的があると云う。純財政的目的というのは收入調達の目的であり、また收入調達の目的とは別に單獨に（allein）社會政策の手段となるということである。このワグナアの解釋については、その後に多くの學者の論議があつたが、一九四〇年代↓五〇年代に於ては、課税に收入目的と政策目的があると云うことは殆ど一般に承認されるようになつている。例えばドイツのゲルロフは Die Oeffentliche Finanzwirtschaft, 2. Auflage, 1948 (S. S. 148—65) で、課税の目的によつて、Finanzsteuer（財政的租税）と Ordnungssteuer（規制的租税）があるという。財政的租税は公共需要の充足に必要とする手段（收入）を、經濟的に合理的な方法で調達することを目的とする。規制的租税は收入の調達ということを顧慮しないで、特定の經濟政策的または社會政策的な目的を持つという。收入目的を持つ租税も或る政策的目的を伴うことがあるが、それは收入調達という主目的が害されない限りに於ての副目的であるという。私が意外に思うのは、ゲルロフの本書の序文に於て第一次大戰と第二次大戰および世界經濟恐慌に於ける經驗的事實を本書の敍述にとり入れたと云つて居るが、租税の目的によつて財政的租税と規制的租税とに明かに區別したのは第二版（一九四八年）であつて、本書の第一版（一九四二年）に於てはこの區別をしない觀念によつていたとゲルロフ自身が云つていることである（2. Auflage, S. 149）。少くとも一九三〇年代の現實の經驗的事實が、ゲルロフの財政學説に反映することがいかに遅かつたかということに驚くのである。

またサマアス（Somers）は、課税の非收入的目的 non-revenue purposes と諸效果（ラッフト）を益々多く認識しようとする傾向があること、

租税政策の形成に於て完全雇用原則にますます重要な役割を與えようとする傾向があることを認めている（Somers, Public Finance and National Income, 1948, p. 132, p. 136.）。

租税に收入目的と政策目的とがあるならば、租税と競合する財政手段である公債にも收入目的と政策目的とがある筈である。

例えばアダム・スミスの「國富論」では「戰時には平時の施設の經費の三倍または四倍を要する施設が國家の防衞のために必要となり、從つて平時の收入に比して三倍または四倍の收入を必要となる。殆どないことだが、假りに君主がその經費の增大に應じて即時に收入を增加し得る手段を持つているとしても、しかもなおその收入增加の源泉となるべき租税收入は賦課されてから十ヵ月或は十二ヵ月の後にならなければ、國庫に入り始めないであろう。……即時當面の危險に際會した場合に、即時に巨額の經費を支出せねばならないから、新税の漸次緩漫な收入を待つては居られないであろう。この危急な事態に際しては、政府は借入に頼るよりほかには頼るべき手段があり得ないのである」という（The Wealth of Nations, edited by Cannan, Vol. II, p. 395. 大内譯では第五分冊、一一頁）。「商業國の臣民には資金を貸付ける能力と、貸付の意向または意思がある。商業國家の政府は非常の場合に、資金を政府に貸付ける臣民の能力と意思とに頼る傾きが極めて多い。政府は借入の便宜のあることを豫知して、節約の義務を免れるのである。」……「近代諸政府の大部分の經常費は、平時に於て既に經常收入に等しいか、ほぼ等しいので、戰爭となるとそれらの政府はその經費の增加に應じて收入を增加することを欲しないし、またその能力もない。近代諸政

府がそれを欲しないというのは、人民の憤りを招くことを恐れるからであつて、人民は甚しく巨額の且つ突然の增稅によつて、忽ちに戰爭を嫌忌するようになるからである。また近代諸政府にその能力がないのは、いかなる租稅が所要の收入を充分に生ずるであろうかをよく知らないからである。その時に、借入という便宜があるために、この不安と無能力とによつて若しこの便宜がなければ生ずる筈の困惑から政府を救うことになる。政府は借入によつて、極く穩當な增稅により、戰爭を遂行するに足る資金を年々調達し得ることになり、また永久公債制度の方法をとることによつて、出來る限り最少額の增稅を以て、出來る限り最大額の資金を年々調達し得ることになる」という（p. 396. p. 405. 大內譯では一五頁、三六頁）。スミスの公債論は君主または國家が公債に賴らざるを得ない事實の說明に始まり、公債による資金調達を可能ならしめる條件として人民の貸付能力と意思が存在する理由、君主または國家が公債による資金調達の便宜を持つこと、商業資本の利益と君主の便宜とが結合することを示している。公債殊に戰時公債を、急速豐富に所要の資金を調達し得る手段として—收入調達の便宜を理由として是認する限りは、近世の財政學者の公債論の多くはスミスの公債論の枠外に出ていなかつたのである。

例えばピグーも、「バステブルがいう『愼重を期するならば、起債は嚴密に經濟的（收利的）な經費のためを除いては決して採用すべきでない』という解釋をすべて平常狀態に於て正しい途を指示するものとして是認するが、但し大戰爭というような特殊の場合には無條件にこの原則に從うことは出來ないという。極めて巨額の收入を即時に必要とし、租稅によるよりも公債によつて急速に所要の收入を調達し得る。自由資金を有する所から資金を吸收して當面の混亂を避けることが出來る。その時に資金の餘裕を持たない者にはその資金を蓄積する時間を與える。しかし、公債が戰爭資金の調達に使用される限りは、同時に少くとも公債利子を支拂うに足る新稅を課すべきである。それでなければ國家の財政的安定が脅かされる。また戰後に、一般人民は當然減稅を豫期しているのに反して、增稅を行うという矛盾に陷り、重大な不滿を生ぜしめる。また大規模の戰爭に於て課稅のみによる財政政策は、たとえ理論上はいかに優れていても、國民がそれに堪え得ないという簡單な理由で、事實上は問題とならない。この二點に於ては少くとも英國に於ては一般に意見が合致している……」という（Pigou, A Study in Public Finance. 1st Edition, 1928, p. 247—8. Political Economy of War, 1940, p. 73—4.）。

このように、アダム・スミスもピグーも戰費の財源としての公債を、收入調達の目的—收入調達の便宜を理由として是認している。しかし、支配者または支配者階級が租稅と競合する財政手段として公債を選擇する場合に、公債の目的は收入調達の便宜という收入目的だけであつたろうか。

アダム・スミスは、戰時に於て增徵する「いかなる新稅も、程度に相違はあるが、人民に直接に感ずる。それは常に何等かの不平を惹き起し、何らかの反對を受ける」という（p. 407. 大內譯、三八頁）。

またマルクスの資本論には「政府は國債によつて納稅者に直接に感知せしめずに臨時費を支辨し得ることになる」という章句がある（資本論、長谷部譯では一六五三頁）。

スミスもマルクスも、臨時費としての戰費の財源を、租稅に求めるか、公債に求めるか、その資金の調達方法によつて、人民＝納稅者が直接に感知するか、直接に感知しないかということを云つているのであるが、何故に租稅によつて資金を調達すれば直接に感知するのか、公債によつて資金を調達すれば直接に感知しないのか、その理由の說明がない。

或は讀者は、スミスとマルクスは人民が戰費の負擔を直接に感知する、または感知しないという事實を云つているのであつて、その理由の說明を必要としないというであろうか。在るがままの事實を示せばよいのであつて、その事實を生ぜしめる理由を探求しなくてもよいというであろうか。私はそれでよいとは思わない。その理由を探求し提示しなければならないと思う。

私はこう解釋する。租稅によつて戰爭資金を調達すれば、その租稅の負擔の分配を通じて戰費（臨時費）を使用する當時に於て戰費の負擔の分配が決定する。これに反して、公債によつて戰爭資金を調達すれば、戰費（臨時費）を使用する當時に於てはその戰費の負擔の分配が決定しない。公債（任意公債）に應募して資金を提供する者は、その證券投資の對價物（公債の形態の流動的な資產）を取得するのであるから、その資金を提供したことは戰費を負擔したことではない。その公債の將來に於ける元利金の償還がいかなる人々の負擔に於て調達されるかということは、公債による資金調達の當時に於ては、その負擔の分配が未決定である—將來の決定に殘されている。その戰費使用當時に於て負擔の分配が未決定であるために、戰費使用當時の人民は直接にその負擔を感じないのである。即ち、公債によつて戰爭資金を調達する「便宜」は、同時に戰費の負擔の分配が未決定であるために戰爭當時の人民に戰費の負擔を感知させないようにする—戰費の負擔を隱蔽することになる。「便宜」が「隱蔽」を伴つている。戰費（臨時費の最大のもの）の財源を公債に求めることは、收入調達の便宜という收入目的と、戰費負擔の隱蔽という支配者または支配者階級の政策目的を持つていたと解釋すべきであると思う。

J・A・ホブソンは「帝國主義論」の第七章で、帝國主義財政の特徵を示しているが、その租稅政策に現われた特徵として「帝國主義は間接稅を利用する。その理由は主として收入調達の便宜にあるのではなく隱蔽の目的のためである」という（Imperialism, 3rd Edition, 1938, p. 97—8. 矢內原忠雄譯一五六—七頁）。この隱蔽作用は間接稅よりも公債に於て一層に强いのに、ホブソンは公債の負擔隱蔽の作用については少しも言及していないのを私は甚だ不思議なことであると思つている。

ホブソンの云うように、帝國主義財政に於て社會の支配的經濟勢力が直接稅よりも間接稅を選ぶのは主として便宜よりも隱蔽の目的のためであるとしても、戰爭財政（殊に初期の段階）に於ける財源の選擇は先ず租稅一般と公債との選擇である。緊急の事態に迫られて、現實に所要の收入調達を可能ならしめる便宜を主たる理由として公債を財源とせざるを得なくなる。しかし、公債を財源とすることに必ず「隱蔽」を伴うために、財政指導者をしてピグーの指摘し

ているような戰時增稅の必要の認識または增稅の實行を遷延させる。「隱蔽」という要素が「便宜」の過度の利用に導いて、戰爭財政の破綻を生ぜしめる一の重大な原因ともなるのである。

公債の政策目的が強く認識されるようになつたのは、一九三〇年代になつてからである。試行錯誤として始められた「誘い水政策」から「補整的財政政策」への發展過程を規定したものもハンセンの言を以てすれば more by accident than by design であつた (Hansen, Fiscal Policy and Business Cycles, 1941, p. 116.)。一九三〇年代の誘い水政策に於ても補整的財政政策に於ても、公債を財源とする政府支出に所得膨脹效果を求めている。しかし、公債の政策目的↓公債に求める效果は、米國の例に於てはブラウンリーの云うように一九三〇年代と四〇年代とに於ては變化している。三〇年代の借入(公債發行)は財貨・用役に對する貨幣支出を擴大することを目的とするものであつたが、第二次大戰中および戰爭直後に於ける個人への公債證券の賣却は財貨・用役の私的購買を減少させることを目的とするものであつた (Brownlee and Allen, Economics of Public Finance. 2nd Edition, p. 123. 邦譯一二一頁)。

公債の政策目的は、一九三〇年代前期の試行錯誤として始められた公債政策の現實の所得膨脹效果を通じて明確に認識されるようになつたが、その場合にも經費負擔の分配の未決定の問題は殘つている。

そこで一の問題がある。殊に一九四〇年代に於て、財政を通ずる所得再分配の問題について Barna, U. K. Hicks そのほか、五〇年代では Cartter, Peacock そのほか多くの研究が現われているが、それらはいずれも租稅を財源とする財政支出（租稅支出）の所得再分配效果の分析である。現代財政の主要形態は租稅支出と公債支出とであるが、租稅支出の所得分配（再分配）效果については多くの研究があるのに、公債支出の所得再分配效果の研究は殆どないように思う。その理由は、公債を財源とする場合には經費の負擔の分配が未決定であるためであろうか。公債支出の所得膨脹效果については既に分析されている。公債支出の所得膨脹效果は分析し得るのに、所得分配（再分配）效果は分析し得ないのであろうか。ケインズ理論が財政學の分野に滲透して行く過程に於て、大體、一九三〇年代後期から四〇年代にかけては公債支出の所得膨脹效果の理論的分析・證明が主要課題となり、四〇年代の前期には所得再分配效果を持つ租稅支出に所得膨脹效果があること（例 Kaldor の證明）、更に四〇年代中期以後に於ては所得再分配效果のない租稅支出にも所得膨脹效果があることを證明する課題（例、Haavelmo→Hansen）に移行している。ここに、公債支出の所得分配—再分配效果の分析（恐らく資産效果と關連した分析）の課題が殘されている。經費負擔の分配が未決定であるという條件は、必ずしもこの課題の分析を不可能ならしめるものではないと思う。

× × × ×

現代財政學に關する私の疑問は、この四題に盡きるのではないが、既に豫定量を超えたので、殘された問題については他日の機會に表明することにする。

勞働供給に關する覺書

辻村江太郎

さきに吾々が賃金決定に關する分析を試みた際に(註一)明かとなつたことは、

(1)賃金は多くの限界生產力說的賃金論が說明するような意味での、勞働需要曲線と勞働供給曲線との交點に定る均衡價格ではない。

(2)貨幣賃金の硬直性に關するケインズの前提は一般的妥當性を缺いているにも拘らず、彼の「人々は一般にその時の賃金を基礎として彼等が働き度いと思うだけの仕事を實は殆どしていない」という想定は實狀を衝いている。

(3)勞働市場に於ける供給者側の競爭として通常想定されている價格競爭、卽ち「より低い賃金で働こうと申出る」ことによつて雇用される機會を摑もうとする競爭は實際上重要ではなく、「勞働の質」に於ける競爭こそが基本的である。

(4)この勞働の異質性が需要側の價格(賃金)・競爭を促すモメントであり、これあるが故に賃金水準は企業毎の勞働限界生產力の順位と平行して定るのである。

等々であつた。これらの事實からすれば賃金決定に關して勞働供給側の態度は何ら積極的作用を示していない。

それでは勞働供給側の態度は全く資料の上に現れないかというと、そうではないのである。

上に述べたように企業規模別賃金格差は勞働生產性の企模別格差に伴つて現れるのであるが、勞働生產性が一定の水準まで低下するとそれまで平行に低下してきた賃金水準が(逆の)頭打ちを示して、兩者の平行關係が崩れるのである。この資料に現れる賃金の最低水準は「これ以下の賃金では働きたくない」という臨界水準を示している。臨界水準を示す線を從來の勞働供給理論の慣例にしたがつて限界不效用線と呼んだのであるが、どのようにしてこの臨界水準が現れるのかは必しも明かでなかつた。

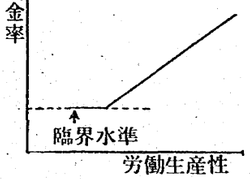

この點を出發點として本稿では勞働供給主體の行動に關し若干の豫備的考察を試みようとおもう。